

平成 23 年 8 月 2 日  
警 察 庁

広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務における民間競争入札実施要項案に対する御質問について（回答）

標記つきましては、以下のとおり回答いたします。

（御質問内容）

交通管制システムのような重要なシステムについて海外の政府に関係する法人・団体が入札に参加する際に何等かのチェック、制限を加える考えはないか。

（回答）

広域交通管制システムの更新整備及び維持管理の調達は、政府調達に関する協定の適用を受け、同協定第 23 条（この協定の適用除外）1 に規定する「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置」に該当しないことから、同協定第 3 条（内国民待遇及び無差別待遇）の規定により、同協定締約国の供給者に対して、国内の産品、サービス及び供給者に与えられる待遇より、不利でない待遇を与えなければならない。

このため、御指摘のように海外の政府に関係する法人・団体が本調達に参加することを制限することはできない。

なお、本調達の仕様書については、警察庁において相手方を確認の上で直接交付することとしており、仕様書を交付した相手方については、外国の法人であるか国内の法人であるかを問わず、同庁において的確に把握することができる措置を講ずることとしている。

さらに、情報セキュリティに関する情報については、交付する仕様書にも記載せず、閲覧にとどめることにしており、これらの情報が無制限に流布されることを防止するように努めることとしている。

<参考>（事務局作成）

### 政府調達に関する協定<抄>

#### 第三条 内国民待遇及び無差別待遇

1 各締約国は、法令、手続及び慣行であってこの協定の適用を受ける政府調達に係るものについて、他の締約国の産品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であって締約国の産品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の待遇よりも不利でない待遇を与える。

(a) 国内の産品、サービス及び供給者に与えられる待遇

(b) 当該他の締約国以外の締約国の産品、サービス及び供給者に与えられる待遇

2 各締約国は、法令、手続及び慣行であってこの協定の適用を受ける政府調達に係るものについて次のことを確保する。

(a) 機関が、国内に設立された特定の供給者を、当該供給者が有している外国企業等との関係（所有関係を含む。）の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱ってはならないこと。

(b) 機関が国内に設立された供給者をその供給する産品又はサービスの生産国に基づいて差別してはならないこと。ただし、次条の規定に従って生産国とされる国が協定の締約国であることを条件とする。

3 略

#### 第二十三条 この協定の適用除外

1 この協定のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であって武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつきその措置をとること又はその情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、締約国が公衆の道徳、公の秩序若しくは公共の安全、人、動物若しくは植物の生命若しくは健康若しくは知的所有権の保護のために必要な措置若しくは心身障害者、慈善団体若しくは刑務所労働により生産される産品若しくは提供されるサービスに関する措置を講ずること又はこれらの措置を実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置が同じ条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。

上記協定を受けた国内政令

### 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令<抄>

第3条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあ

つては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが 12 月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は財務大臣の定めるところにより算定した額とする。) が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(1) 略

(2) 防衛省に関する経費による物品等の調達契約(協定の附属書 I 日本国の付表 1 中、付表一に関する注釈 4 に掲げる物品等の調達契約にあつては、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるものに限る。)

(3) 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

2 略